

令和4年12月23日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

令和4年(ワ)第70号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和4年10月21日

判 決

5 高知市帯屋町一丁目9-6 白亜堂ビル4F
原 告 山 口 人 生
高知市丸ノ内一丁目2-20
被 告 高 知 県
同 代 表 者 知 事 濱 田 省 司
10 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 稲 田 良 吉
同 指 定 代 理 人 次 田 昌 弘
同 正 岡 陽 一 郎
同 清 藤 祐 一 夫
同 小 田 信 夫
15 同 阪 本 雅 利
同 東 和 美
同 宮 本 直 哉
同 松 田 一 希
同 谷 本 千 左 子
20 同 松 田 貴 代

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

25 第1 請求

被告は、原告に対し、1000万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が被告に対し、被告が、高知県中央西県税事務所長（以下「本件所長」という。）が平成30年5月10日付けで行った別紙物件目録記載の各不動産（以下「本件各不動産」という。）に係る不動産取得税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に違法性は認められないと判断した判決を受け入れ、何らの対応も取らなかったこと（以下「本件不対応」という。）は違法であると主張して、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金1000万円の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実、顕著な事実、括弧内掲記の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実。）

(1) 本件各不動産に関する登記の状況（乙1ないし5、弁論の全趣旨）

原告は、平成28年9月6日、原告が代表取締役を務める株式会社インターナショナルインテリジェントインフォメーション（以下、社名変更後の株式会社人生も含め、「本件会社」という。）に対し、本件各不動産を売却する旨の売買契約を締結し（以下「本件売買」という。）、同月13日受付で、本件売買を原因とする本件各不動産の所有権移転登記（以下「本件移転登記」という。）手続がなされた。

その後、本件各不動産につき、平成29年3月3日受付で、錯誤を原因として、本件移転登記の抹消登記手続がなされた。

(2) 本件所長による課税処分（甲1、2）

本件所長は、平成29年5月11日付けで、本件会社に対し、原告からの本件各不動産の取得について、不動産取得税の賦課決定処分（以下「別件処分」という。）を行った。

また、本件所長は、平成30年5月10日付けで、原告に対し、本件会社からの本件各不動産の取得について、不動産取得税の賦課決定処分（本件処分）を行った。

(3) 本件に関連する訴訟の経過（甲1ないし3、乙6、7）

5
ア 本件会社は、高知地方裁判所に対し、本件売買は錯誤により無効であり、
本件会社は本件各不動産の所有権を取得していないなどと主張して、別件
処分の取消訴訟（以下「別件訴訟①」という。）を提起した（当庁平成30
年（行ウ）第5号）が、高知地方裁判所は、令和元年11月1日、別件処分
は適法であるとして本件会社の請求を棄却する旨の判決（甲1）を言い渡し、
控訴審である高松高等裁判所（同裁判所令和元年（行コ）第28号）も、上
記地裁判決を不服として本件会社がした控訴を棄却する旨の判決（甲2）を
言い渡し、同判決は確定した。

10
イ また、原告は、高知地方裁判所に対し、別件訴訟①が確定しておらず本件
会社による本件各不動産の取得が確定していない状態で本件会社から原告
が本件各不動産を取得したとしてなされた本件処分は違法であると主張し
て、高知県を被告として、国家賠償請求訴訟（以下「別件訴訟②」という。）
を提起した（当庁令和2年（ワ）第114号）が、高知地方裁判所は、令和
15 2年11月25日、本件処分に違法性は認められないと判断し、原告の請求
を棄却する旨の判決（乙6）を言い渡した。原告はこれを不服として高松高
等裁判所に控訴し（同裁判所令和2年（ネ）第275号）、更に別件訴訟①
により本件売買が錯誤無効とならないことが確定したから錯誤無効を原因
として本件各不動産の所有権が本件会社から原告に移転することはないな
20 どと主張したが、高松高等裁判所は、令和3年6月24日、本件各不動産の
所有権は本件売買の合意解除によって本件会社から原告に移転したなどと
判断して、控訴を棄却する旨の判決（乙7）を言い渡した。これに対して、
原告は上告及び上告受理申立てを行ったが、最高裁判所は、令和4年1月2
1日、上告を棄却するとともに上告受理申立てを上告審として受理しない
25 旨決定し（甲3）、上記判決は確定した。

2 争点

(1) 本件不対応の違法性（争点1）

(2) 原告の損害の発生及びその額（争点2）

3 争点に関する当事者の主張

(1) 本件不対応の違法性（争点1）

ア 原告の主張

別件訴訟①において、本件売買は錯誤無効とはならない旨判断されたのであるから、本件移転登記の抹消登記手続はその原因を欠くことになるため、原告と本件会社は、本件各不動産の所有権を本件会社に移転したままとすることにした。しかるに、被告は、所有権の移転原因を示さずに本件会社から原告に対して本件各不動産の所有権が移転した旨判示するなど売買当事者の意思を無視する別件訴訟②の判決を受け入れて本件処分を修正せず、何らの対応もしなかった（本件不対応）。このように、被告による本件不対応は違法である。

イ 被告の主張

本件所長は、本件各不動産について本件移転登記の手続及び本件移転登記の抹消登記手続がなされたことから、別件処分及び本件処分をそれぞれ行った。そして、原告が提起した別件処分の取消訴訟（別件訴訟①）の判決及び本件処分に係る国家賠償請求訴訟（別件訴訟②）の判決において、原告の主張はいずれも排斥された。これらの事実関係からすれば、別件処分及び本件処分に関係する被告の行為には、何ら違法な点は存在しない。

(2) 原告の損害の発生及びその額（争点2）

ア 原告の主張

被告の本件不対応により、原告及び本件会社のブランドイメージが毀損された。その損害額は、1000万円である。

イ 被告の主張

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件不対応の違法性）について

原告は、別件訴訟①において本件売買が錯誤無効とならない旨判断されたにもかかわらず、被告が別件訴訟②の判決を受け入れて本件処分について何らの対応もしなかったことは違法であると主張する。

しかしながら、そもそも、本件会社の錯誤無効の主張を排斥した別件訴訟①の判決の確定によって本件処分が当然に違法になるという論理的関係にはないから、同判決が確定したからといって、直ちに被告において本件処分について何らかの対応を取るべき法的義務があるとは認められない。かえって、別件訴訟②において、高松高等裁判所は、本件各不動産の所有権の移転につき本件訴訟と同旨の主張をして本件処分に違法があるとして損害賠償を求める原告の請求について、本件各不動産の所有権は本件売買の合意解除によって本件会社から原告に移転したなどと判断して原告の主張を排斥し、原告の請求を棄却した一審判決を維持し、同判決が確定したのである（前提事実(3)）から、裁判において全部勝訴した被告が当該判決を受け入れるのはむしろ当然であって、このような判決が確定したにもかかわらず、被告が本件処分につき自ら何らかの対応を取るべき義務があることを基礎づける具体的な事情は何らうかがわれず、被告がそのような義務を負うものではないことは明らかである。

したがって、被告が、別件訴訟②の判決を受け入れることなく何らかの対応を取るべき義務を負うと認めることはできないから、本件不対応は何ら違法なものではない。

2 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求には理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

高知地方裁判所民事部

裁判長裁判官

藤 倉 徹 也

5

裁判官

梅 本 聡 子

10

裁判官

尾 崎 充 浩

15

(別紙)

物 件 目 録

1	所 在	高知市筆山町
5	地 番	1 0 番 4
	地 目	宅地
	地 積	0. 8 2 m ²
2	所 在	高知市筆山町
	地 番	1 1 番
10	地 目	宅地
	地 積	1 0 3. 1 0 m ²
3	所 在	高知市筆山町 1 1 番地
	家屋番号	1 1 番
	種 類	共同住宅
15	構 造	鉄骨造陸屋根 3 階建
	床 面 積	1 階 6 1. 4 0 m ²
		2 階 6 1. 4 0 m ²
		3 階 6 1. 4 0 m ²
4	所 在	高知市棧橋通三丁目
20	地 番	3 7 5 番
	地 目	宅地
	地 積	9 8. 5 7 m ²
5	所 在	高知市棧橋通三丁目 3 7 5 番地
	家屋番号	3 7 5 番
25	種 類	共同住宅
	構 造	鉄骨造陸屋根 3 階建

床面積	1階	62.10 m ²
	2階	62.10 m ²
	3階	62.10 m ²

以上

これは正本である。

令和4年12月27日

高知地方裁判所

裁判所書記官 香川直也

